

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月21日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第26号

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険条例（平成17年亀山市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行日の日以後の出産から適用し、同日前における出産については、なお従前の例による。